

不動産コンサルティング地方協議会への教育事業支援の概要（改定版）

平成20年7月25日
(財)不動産流通近代化センター

1. 基礎教育実施助成金・専門教育実施助成金の支給

(1) 助成金額 1年度につき各々200,000円

(2) 支給期間 3年間（平成20年度から平成22年度まで）

基礎教育と専門教育の両方について、助成金の利用が可能です。
なお、基礎教育は[事業・実務]、[税制]、[建築・法律]、[経済・金融]の4コース全ての実施が条件です。
つまり、1年度につき最高40万円の助成金を3年にわたって利用できます。

(3) 助成要件

少数の基礎教育・専門教育受講希望者に対しても教育機会を提供し、地方協議会の教育事業開催を支援する趣旨から、次の助成要件の両方を満たす地方協議会（ブロックを含む）を助成対象とします。

助成要件（ブロックの場合、各地方協議会をブロックと読み替える）

各地方協議会に対応する都道府県在住の技能登録者数が1,000名未満

各地方協議会に対応する各都道府県の宅地建物取引業者数（個人・法人の合計）が5,000業者未満

(4) 助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

A. 基礎教育実施助成金（追加新設）

助成申請 基礎教育実施（終了）前に**基礎教育実施計画書**（資料3に添付）と**助成申請書**（様式1）とをセンターへ送付。（事前にご連絡下さい）

決定 センターより**助成通知書**を地方協議会へ送付。
但し、教育事業等の運営について条件を付す場合があります。

支給申請 基礎教育4コース全ての終了後、**助成金請求書**（様式3）と**基礎教育実施報告書**（資料3に添付）をセンターへ送付。

支給 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

B．専門教育実施助成金

- 助成申請** 専門教育実施前に**専門教育実施計画書**（資料4に添付）と**助成申請書**（様式1）とをセンターへ送付。（事前にご連絡下さい）
- 決 定** センターより**助成通知書**を地方協議会へ送付。
但し、教育事業等の運営について条件を付す場合があります。
- 支給申請** 専門教育実施後、**助成金請求書**（様式3）と**専門教育実施報告書**（資料4に添付）をセンターへ送付。
- 支 給** 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

2．地方協議会設立助成金の支給

不動産コンサル制度の普及促進のため、地方協議会の設立を検討されているところへ、地方協議会の設立を支援する趣旨から支給致します。

- (1) 助成金額 200,000円 設立時に1回のみ支給
- (2) 対象期間 3年間（平成20年度から平成22年度まで）
- (3) 地方協議会設立助成金申請・決定・支給の手続きの流れ

- 助成申請** 協議会設立前に**助成申請書**（様式1）と資料をセンターへ送付。
（事前にご連絡下さい）
- 決 定** センターより**助成通知書**を地方協議会（設立準備団体）へ送付。
但し、条件を付す場合があります。
- 支給申請** **助成金請求書**（様式3）と設立總會資料をセンターへ送付。
- 支 給** 助成金請求書受領後、センターより2ヶ月以内に送金。

（以下略）